

令和7年度座間市立第3子育て支援センター利用者支援（基本型）を含む運営業務委託に係る契約予定者選定プロポーザル実施要領

1 趣旨

この実施要領は、座間市が設置する座間市立第3子育て支援センターに係る利用者支援（基本型）を含む運営業務を委託するに当たり、契約予定者を公募型プロポーザル方式により特定するために必要な事項を定めるものとする。

2 業務の概要

(1) 件名

令和7年度 座間市立第3子育て支援センター利用者支援（基本型）を含む運営業務委託

(2) 目的

子ども及びその保護者等が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、日常的に利用でき、かつ相談機能を有する地域子育て支援拠点を運営するとともに、当事者目線の寄り添い型の支援を実施する。

(3) 業務内容：別紙「（予定）令和7年度座間市立第3子育て支援センター利用者支援（基本型）を含む運営業務委託仕様書」のとおり

(4) 履行期間：令和7年9月1日から令和10年3月31日まで

(5) 委託上限金額：42,480,334円（2年7か月分、非課税）

3 参加資格要件

次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

(1) 地域子育て支援拠点事業、利用者支援事業（基本型）又はこれらに類似する事業を行った実績があり、委託業務を効果的かつ効率的に実施することができること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 法人税（個人事業者にあつては所得税）、消費税、地方消費税、事業税及び都道府県民税並びに市町村民税、固定資産税及び都市計画税を滞納していない者であること。

(4) 座間市競争入札参加停止及び指名停止等措置要綱に基づく停止措置を受けていない者であること。

(5) 座間市暴力団排除条例（平成23年座間市条例第24号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第4号に規定する暴力団員等若しくは同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。

- (6) 神奈川県暴力団排除条例（平成２２年神奈川県条例第７５号）第２３条第１項又は第２項の規定に違反していない者であること。
- (7) 経営状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。

4 説明会

本プロポーザルに関して説明会は実施しない。

なお、施設内部の詳細なレイアウトや設備等については、現地確認を希望する事業者に対して、事前予約（「１３ 問合せ・書類等提出先」のメールアドレスに送信する。）により個別対応します。（令和７年５月１６日（金）午後５時まで）

5 参加表明手続

(1) 提出書類（各１部）

ア プロポーザル方式参加表明書（様式１）

イ 誓約書（様式２）

ウ 「３ 参加資格要件」の(1)に関する実績があることを証明する書類（契約名、期間、実施場所の分かる契約書の写し等）

エ 返信用封筒（定形サイズの封筒を使用して、通知書郵送先の宛先を明記の上、１１０円切手を貼付すること。）

(2) 提出方法

「１３ 問合せ・書類等提出先」に持参又は郵送

※郵送の場合は、特定記録郵便で提出すること。

(3) 提出期限

令和７年５月１日（木）午後５時必着

(4) 参加資格要件の確認結果

令和７年５月９日（金）までに、プロポーザル方式参加資格確認結果通知書を送付する。

6 提案書の受付

参加資格要件の確認の結果、参加資格を有すると認められた者から、次のとおり提案書を受け付けるものとする。

(1) 提出書類

次のア～オは、ホチキスで左綴じ（２箇所）し、５部提出すること。

ア 提案書（様式３）

イ 法人等概要（様式４）

ウ 実施計画書、収支予算書（子育て支援センター運営事業（地域子育て支援拠点

事業) 業務) (様式5-1、2)

エ 実施計画書、収支予算書(利用者支援事業(基本型) 業務) (様式6-1、2)

オ 定款等法人の運営内容が分かる書類の写し(様式任意)

カ 返信用封筒1枚(定形サイズの封筒を使用し、通知書郵送先の宛先を明記の上、
110円切手を貼付すること。)

(2) 提出方法

「13 問合せ・書類等提出先」に事前に連絡の上、持参すること。

(3) 提出期間

令和7年5月9日(金)～令和7年5月29日(木) 午前9時から午後5時まで

※土曜・日曜を除く。

7 提案書等に関する質問と回答

本プロポーザルに関して質問がある場合は、電子メールにより受け付ける。

(1) 質問受付期間

令和7年5月7日(水)～16日(金) 午後5時まで

(2) 提出方法

必要事項を記入した質問書データ(様式任意)を添付し、「13 問合せ・書類等提出先」のメールアドレスに送信する。

※電子メール送信後に、電話でその旨を連絡すること。

(3) 回答方法

提出された質問に対する回答一覧を、令和7年5月23日(金)までに質問者へ電子メールで送付し、別途市ホームページにて公表する。

8 プレゼンテーション審査

提案内容の評価に当たり、提案内容のプレゼンテーションを次のとおり実施する。

(1) 日時

令和7年6月19日(木)～25日(水)

※時間や場所の詳細は、プロポーザル方式参加資格確認結果通知書に記載する。

(2) 発表時間

プレゼンテーション(20分以内。準備時間含む)及び質疑応答(10分以内)を行う。

(3) その他

ア プレゼンテーションに当たり、必要とする機器がある場合は提案者が用意すること。

イ プレゼンテーションの出席者は最大3名とする。

9 評価及び結果通知

(1) 応募資格の審査及び提出書類の確認

応募資格の審査及び提出書類の確認については、座間市こども未来部こども家庭課が行う。

(2) 選定委員会

評価は、「座間市立子育て支援センター運営事業等委託候補者選定委員会（以下「選定委員会」とする。）」を設置し実施する。

(3) 評価方法

ア 次の評価項目について、選定委員会の各委員が提出書類及びプレゼンテーションを踏まえて総合的に採点する。

評価項目	配点
1 事業理解度	1 0
2 実施体制・人材配置	1 5
3 地域子育て支援拠点事業実施計画の具体性・実効性	2 5
4 利用者支援事業実施計画の具体性・実効性	2 0
5 経験・実績	1 0
6 提案の独自性・創意工夫	1 0
7 総合評価	1 0
合計	1 0 0

イ 各委員の採点結果を、提案者ごとに合計し、平均点を求める。

ウ イの結果により、提案者の順位を決定し、最上位者を委託候補者とする。

(4) 評価における留意事項

ア 提案者が1者のみであっても審査を行う。

イ 最上位者が同点で複数の場合は、再評価を行う。

なお、再評価を行っても同点となったときは、「3 地域子育て支援拠点事業実施計画の具体性・実効性」及び「4 利用者支援事業実施計画の具体性・実効性」の高い提案者を上位とする。

ウ 平均点が5.5点に満たない提案は採用しないものとする。また、全ての提案が平均点5.5点に満たなかった場合、再度、提案を募集するものとし、再度募集を行う場合のスケジュールについては、改めて定めるものとする。

(5) 評価結果の通知

結果の通知については、7月8日（火）までに、プロポーザル参加者にプロポーザル方式提案書等評価結果通知書を郵送により通知する。また、委託候補者については市ホームページにおいて公表する。

10 提案資格の喪失等

次のいずれかに該当するときは、当該業務に係る提案はすることはできない。また、既に提案書が提出された場合にあっては、当該提案を無効とし評価しない。

- (1) 「3 参加資格要件」に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (2) 既に提出された書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。
- (3) 審査の公平性を害する行為があったとき。
- (4) 前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する等、選定委員会の委員長が失格と認めた場合。

1 1 その他

- (1) プロポーザルに係る一切の費用は提案者の負担とする。
- (2) 提案書は1者1提案までとし、提案書を受け付けた後の追加及び修正は認めない。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 市は、提出された書類について、座間市情報公開条例（平成16年座間市条例第17号）の規定による請求に基づき、第三者に公開することがある。
- (5) 市は、提出書について、提出した者に無断で本プロポーザルの目的以外に使用しない。
- (6) 「5 参加表明手続」後に参加を辞退する場合は、その旨を明記した文書（任意書式）を提出すること。

1 2 スケジュール

募集告知開始	令和7年4月24日（木）
参加表明手続締切	令和7年5月1日（木）午後5時
提案書提出締切	令和7年5月29日（木）午後5時
プレゼンテーション	令和7年6月19日（木）から6月25日（水）
評価結果通知発送	令和7年7月8日（火）までに選定結果を発送予定
契約締結の手続き	令和7年8月中旬を予定

1 3 問合せ・書類等提出先

座間市こども未来部こども家庭課こども総務係

所在地 〒252-8566 座間市緑ヶ丘一丁目1番1号

電 話 046-252-8025（直通）

ファクス 046-255-5080

メール jidou@city.zama.kanagawa.jp